**＜住宅改修の手引き＞**

・対象者：要支援１～２または要介護認定１～５の認定を受けている方

・介護保険住宅改修の対象となる工事

1.手すりの取り付け

2.段差の解消

3.滑りにくい床材に変更

4.引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替えなど

5.和式便器を洋式便器に取替え

6．その他1から5の住宅改修に付帯して必要な改修工事

※上記の工事であっても、ご本人の身体状況により必要性が認められない場合などは支給対象となりません。また、市の審査前に行った工事についても給付対象にはなりません。

**＜事前申請に必要な書類＞**

•住宅改修費支給申請書（申請者の押印がしてあるもの）

•委任状（業者に申請を委任する場合、家族の口座に振り込みする場合）

•住宅の所有者の承諾書（要介護・要支援認定を受けているご本人と住宅の所有者が異なる場合のみ）

•工事費見積書及び内訳書（部品等の内訳金額が分かるもの）

•住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター2級以上の資格がある人に作成を依頼します）

•改修前の住宅の状況が分かる写真（撮影日、改修後の完成予定の状況が分かるように作成）

•改修の予定状況を記した平面図

【審査】事前申請後に提出された書類等をもとに、市が適切な改修かどうか審査し、可否について施工業者に連絡します。審査後、工事していただきます。

**＜事後申請に必要な書類＞**

•住宅改修費請求書（申請時の内訳書（見積書）と同様のもの）

•住宅改修に要した費用の領収書（宛名は要介護・要支援認定を受けているご本人の氏名で）

•工事費内訳書（介護保険の対象となる工事の種類を明記。各費用などが適切に区分してあるもの）

•完成後の状態を確認できる、日付入りの写真。

住宅改修費の支給（請求額から本人負担割合分を引いた額。費用の７～９割。給付対象となる費用の上限は20万円。例えば、20万円の工事で本人負担割合が１割の場合、9割分18万円が支給されます）